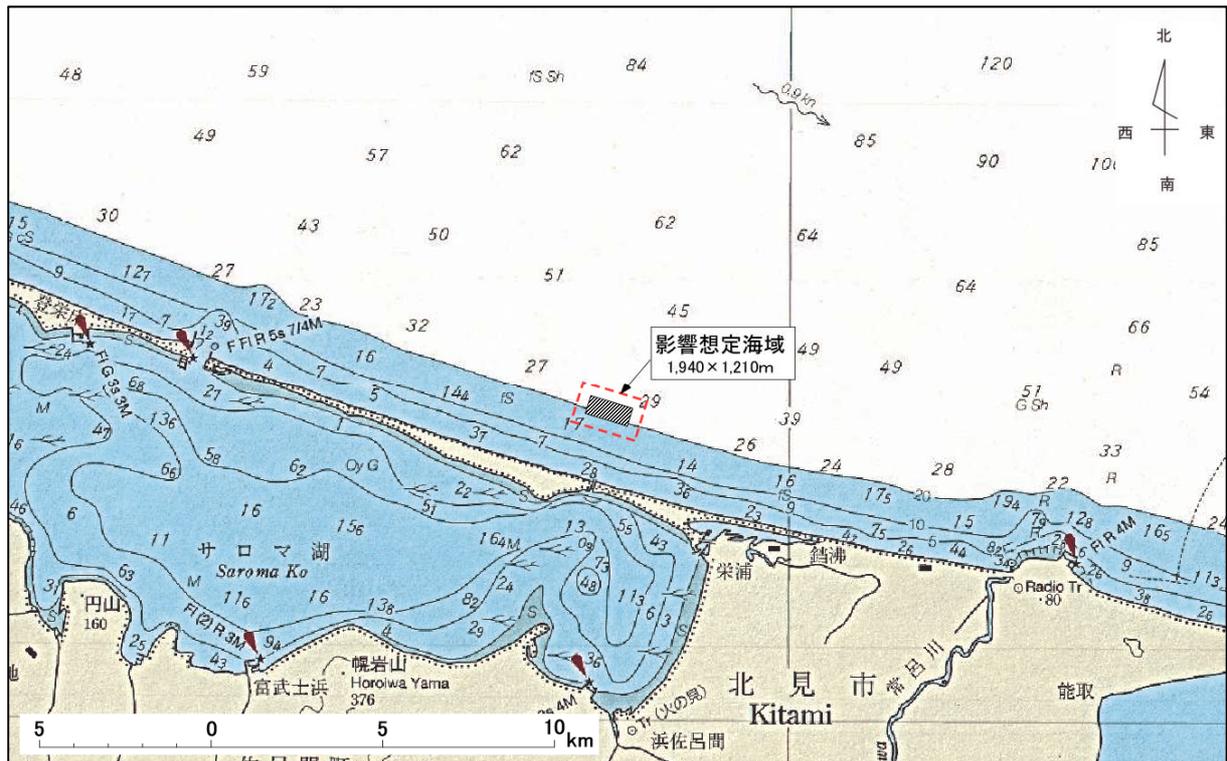


「CeisNet（シーズネット）漁業情報マップ」（海上保安庁ウェブサイト 平成28年）より作成

図 22 影響想定海域周辺の船舶航行量



「海図W1039 網走港至枝幸港」(海上保安庁、平成15年)より作成

図 23 影響想定海域周辺の海底ケーブルの敷設の有無



「わが国の排他的経済水域（EEZ）内の海底資源の推定賦存量」（一般社団法人日本プロジェクト産業協議会海洋資源事業家委員会、平成20年）より引用

図 24 わが国EEZ内の海底資源の推定分布

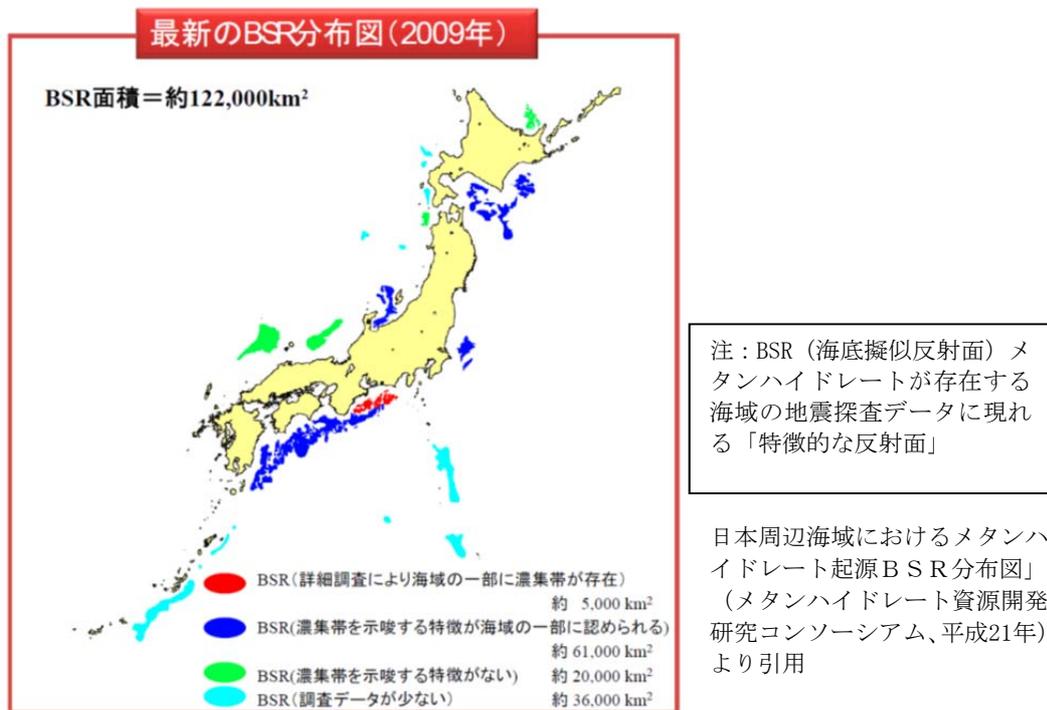


図 25 日本近海のメタンハイドレート分布

### 3.4 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

#### 3.4.1 影響想定海域の設定の方法及びその範囲

影響想定海域は、「3.3.1 調査項目に関し影響が及ぶと予測される海域の設定」に示したとおり、濁りの拡散範囲を濁りの拡散に関する予測計算解から求められた1,940m×1,210mの矩形の範囲とした。

#### 3.4.2 調査項目の現況把握の結果についての総括

影響想定海域は、水環境及び底質環境ともに汚染のない海域である。また、生態系についても、影響想定海域には藻場、干潟、サンゴ礁その他等の脆弱な生態系、重要な生物種の産卵場又は生育場その他海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域、熱水生態系その他特殊な生態系は存在しない。

影響想定海域では海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用はなく、また自然環境の保全を目的として設定された区域、海底ケーブルの敷設及び海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用はない。

基本的には漁場としての利用はないが、影響想定海域近傍にカレイ刺し網、ウニ桁網、エビ籠漁業、ホタテガイ漁場としての利用がある。

### 3.5 海洋環境に及ぼす影響の程度分析及び事前評価

海洋投入処分しようとする一般水底土砂は、物理的には中砂を主体とした性状であり、化学的には判定基準及び判定基準に係る有害物質以外の有害物質等の基準値並びにその他有害物質等の基準値等をいずれも満足している。

生化学的には、化学的酸素要求量0.5mg/g乾泥未満、熱しゃく減量1.4%、硫化物0.05mg/g乾泥未満と有機物質の含有量は少ない。

生物学的には、投入土砂の発生海域において、多毛綱のオフェリアゴカイや甲殻綱の*Archaeomysis*属（アミ科）の2種が確認され、希少種に該当する種は確認されなかった。

また、北海道水産林務部及び北海道区水産研究所のウェブサイト等の既存情報によると、サロマ湖沿岸における赤潮の発生に関する情報はみられない。さらに、当該水底土砂の発生海域において、ホタテガイの麻痺性貝毒の原因となる*A. tamarense*等の有毒プランクトンの出現やシストの量に関する報告も確認されていない。

以上のことから、今回海洋投入処分の対象とする一般水底土砂は、排出海域において海洋環境に影響を及ぼす土砂ではないものと考えられる。

一方、影響想定海域は、周辺海域の水環境、海底環境に対して著しい悪化が認められる海域でない。また、藻場、干潟、サンゴ群落その他脆弱な生態系、重要な生物種の産卵場又は生育場その他海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域、熱水生態系その他特殊な生態系は存在しない。更には、海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用はなく、自然環境の保全を目的として設定した区域、沿岸における主要な航路としての利用、海底ケーブルの敷設、海洋資源の探査又は掘削その他の海底の利用もない。

周辺に漁場は存在するものの、影響想定海域に漁場としての利用状況はない。

以上のことから、環境調査項目（事前評価項目）のそれぞれ及び全体として、一般水底土砂の海洋投入処分により海洋環境に著しい変化をもたらすことはないものと考えられる。